

政務活動費 会計帳簿 議員氏名: 畑本 義允 令和5年度 (単位:円)

年月日	区分	債権項目	収支内容 (簿価及び数量等記載)	収入金額	支払金額	区分率 (%)	計上額 (簿価切替)	支払先	備考
2023/4/12	A	調査研究費	1 ガソリン代		2,000	50%	1,000	(株)青山石油上堀川SS	現金払い
2023/4/19	A	調査研究費	2 ガソリン代		5,450	50%	2,725	モリワ商事株式会社落北	現金払い
2023/4/27	A	調査研究費	3 ガソリン代		5,000	50%	2,500	セルフ上堀川西田石油株式会社	現金払い
2023/4/13	H	事務所費	4 事務所ガス代(3月分)		735	90%	661	関西電力株式会社	口座振替
2023/4/19	H	事務所費	5 事務所ガス代(3月分)		444	90%	399	大阪ガス株式会社	現金払い
2023/4/25	H	事務所費	6 事務所電気代(4月分)		5,181	90%	4,662	関西電力株式会社	口座振替
2023/4/26	H	事務所費	7 事務所賃借料(5月分税込手数料含む)		99,440	90%	89,496	みらい京都(株)	振込
2023/4/28	H	事務所費	8 事務所駐車場賃借料(5か月分)		75,000	90%	67,500		現金払い
2023/4/28	H	事務所費	9 事務所駐車場賃借料(6か月分)		96,000	90%	86,400		現金払い
2023/4/24	I	事務費	10 事務所Wi-Fi代(4月分)		7,063	90%	6,356	ソニーネットワークコミュニケーションズ㈱	口座振替
2023/4/25	I	事務費	11 コピー用紙代		1,493	90%	1,343	EDION/イオンモール北大路店	現金払い
2023/4/3			政務活動費	400,000					

区分	項目名	支出件数	収入計 (A)	支出計 (B)	計上計 (C)
A	調査研究費	3件		12,450	6,225
B	研修費	0件		0	0
C	広報広報費	0件		0	0
D	要請原簿等活動費	0件		0	0
E	会議費	0件		0	0
F	資料作成費	0件		0	0
G	資料購入費	0件		0	0
H	事務所費	6件		276,800	249,118
I	事務費	2件		8,556	7,699
J	人件費	0件		0	0
		11件	400,000	287,806	263,042
					(A)-(C) 136,958

区分	項目名	収入計 (A)	支出計 (B)	計上計 (C)
A	調査研究費		12,450	6,225
B	研修費		0	0
C	広報広報費		0	0
D	要請原簿等活動費		0	0
E	会議費		0	0
F	資料作成費		0	0
G	資料購入費		0	0
H	事務所費		276,800	249,118
I	事務費		8,556	7,699
J	人件費		0	0
		400,000	287,806	263,042
				(A)-(C) 136,958

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本 義允 (日本維新の会)	整理番号	/		
費目	調査研究費、研修費、広報広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、人件費				
支払内容	ガソリン代				
支払金額	2,000円	按分率	50%	計上額	1,000円
按分率の考え方	後援会活動にも使用しており使用実態に占める政務活動費の割合が不明				
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)



納品書 (領収書)

(株) 青山石油  
上堀川SS  
京都市北区紫野下藤田町57-1  
TEL:075-491-1668 SS-096842

2023年04月12日 11:58 伝票No.0044  
通番2060

メンバー 様

売上 現金フリー

11200  
レギュラーガソリン P02 ¥2000  
数量 11.43(L)  
単価 0175

合計 ¥2,000

(内消費税) 053.8 ¥615

(内税分消費税) ¥182

(10%税込対象額) ¥2000

(10%消費税) ¥182

約銭 1万:8000 5千:3000

担当: 15-小坂

5601-5601 01 2023/04/12

上記にて領収書に替えさせていただきます

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本 義允 (日本維新の会)		整理番号	2	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	ガソリン代				
支払金額	5,450円	按分率	50%	計上額	2,725円
按分率の考え方	後援会活動にも使用しており使用実態に占める政務活動費の割合が不明				
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)



モリカワ商事株式会社  
 洛北  
 京都府京都市左京区  
 下鴨梁田町36  
 TEL:075-721-2530 SS:10327-14642

領収書

2023年04月19日 15:06 伝票No.1137  
 取引通番 8521

現金 様

現金

0120-00 0403  
 レギュラガソリン P05 ¥5450  
 数量 30.79L  
 単価 @177  
 (内ガソリン税 @53.8)

合計 ¥5,450  
 (内税分消費税 ¥495)  
 釣銭 1万:4550 6千:550

4:0000000-0:0000000  
 係員: 梶原 瑠空 01  
 処理日付: 2023/04/19 0403-0403  
 100取引  
 領収書にかえさせていただきます。

当店へのアンケート回答で  
 Amazonギフト券  
 500円分をプレゼント!  
 毎月1,000名様に!  
 抽選にのみ参加可能  
 当店の利用後10日後まで

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本 義允 (日本維新の会)		整理番号	3	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	ガソリン代				
支払金額	5,000円	按分率	50%	計上額	2,500円
按分率の考え方	後援会活動にも使用しており使用実態に占める政務活動費の割合が不明				
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

入会金・年会費無料☆まいどプラスなら  
給油も洗車も当店最安値!!



2023年 4月27日 348001  
伝No: 10261

入会金・年会費無料☆まいどプラスなら  
給油も洗車も当店最安値!!



348001  
セルフ上堀川  
西田石油 株式会社  
京都市北区兼竹東詰の本町35番地  
TEL 075-491-4351

売上 2023年 4月27日 17:15  
上 様 手  
現金フリー

出光ゼアス	P-10(内)
30.87L 8162.0	5000円
01200.00	
(内、ケ-ホ)値引	-93.0 -93円)

合計	5,000円
(内、消費税等(10.00%)	455円)
預り金	5,000円
釣金銭	0円

伝No: 10261 担当:8800

議員名 畑本 義允

① 政務活動の拠点		<input type="checkbox"/> 自宅	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外	④⑤は自宅の場合記入不要	
② 所在地		住所：京都府京都市北区紫竹下芝本町52-1 電話：[REDACTED]		延べ床面積	54.47 m <sup>2</sup>
③ 他用途との兼用		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党支部の事務所 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
④ 建物の所有区分		<input type="checkbox"/> 自己又は生計を一にする親族の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借物件（賃貸借契約先 みらい京都株式会社 代表取締役 清水 克敏 所有者 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族（議員との関係： ） <input type="checkbox"/> 関連会社等（所在地： ） <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
⑤ 敷地の所有者		<input type="checkbox"/> 自己 <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族（議員との関係： ） <input type="checkbox"/> 関連会社等 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族（議員との関係： ） <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者			
⑥ 基本的な按分率の考え方	事務所費及び事務費	<input type="checkbox"/> 事務所の使用実態による場合（政務活動に要した使用領域（面積等）、使用時間等） <input type="checkbox"/> 全体使用面積 m <sup>2</sup> (X) 内、政務活動使用面積 m <sup>2</sup> (Y) <input type="checkbox"/> 全体使用時間 日・時間 (X) 内、政務活動使用時間 日・時間 (Y) $(Y) / (X) = \quad / \quad$ <input checked="" type="checkbox"/> その他（政務活動だが受電接客対応が発生するため） <input type="checkbox"/> 事務所の使用実態が明らかでない場合			按分率 9/10
	人件費	<input type="checkbox"/> 職員の活動実態による場合（政務活動の業務に従事した時間、日数） <input type="checkbox"/> 全体活動業務時間 日・時間 (X) 内、政務活動業務時間 日・時間 (Y) $(Y) / (X) = \quad / \quad$ <input checked="" type="checkbox"/> その他（政務活動だが受電接客対応が発生するため） <input type="checkbox"/> 職員の使用実態が明らかでない場合			按分率 9/10
⑦ 事務所賃借料の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 （按分率の考え方：⑥に順ずる）			
⑧ 駐車場代の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 （按分率の考え方：⑥に順ずる）			
⑨ 光熱水費等の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 （按分率の考え方：⑥に順ずる）			

⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 (按分率の考え方: ⑥に順ずる)						
⑪ その他の事務費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 (按分率の考え方: ⑥に順ずる)						
⑫ 人件費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 1人 按分率 9/10 (按分率の考え方: ⑥に順ずる) ) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 人 按分率 / ) (按分率の考え方: ) <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者 人 按分率 / ) (按分率の考え方: ) <hr style="width: 20%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/> <p style="text-align: center;">計 1人</p>						
⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 { <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 事務所賃借料</td> <td><input type="checkbox"/> 駐車場代</td> <td><input type="checkbox"/> 光熱水費等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 固定電話等通信費</td> <td><input type="checkbox"/> その他の事務費</td> <td><input type="checkbox"/> 人件費</td> </tr> </table> }	<input type="checkbox"/> 事務所賃借料	<input type="checkbox"/> 駐車場代	<input type="checkbox"/> 光熱水費等	<input type="checkbox"/> 固定電話等通信費	<input type="checkbox"/> その他の事務費	<input type="checkbox"/> 人件費
<input type="checkbox"/> 事務所賃借料	<input type="checkbox"/> 駐車場代	<input type="checkbox"/> 光熱水費等					
<input type="checkbox"/> 固定電話等通信費	<input type="checkbox"/> その他の事務費	<input type="checkbox"/> 人件費					
⑭ 添付書類	(⑦を計上の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所の賃貸借契約書の写し (⑫を計上の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 職員の雇用契約書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績表						
⑮ 補足事項等							

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
- 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
- 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
- 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。
- 5 ⑭の添付書類は、該当する書類を、この説明書に添付してください。なお、「勤務実績表」とは、人件費の計上に係る職員の勤務実績を議員が証する書類で議長が別に定めるものをいいます。

〔参考〕 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
- ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
- イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1/2で按分

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本 義允 (日本維新の会)		整理番号	4	
費目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費				
支払内容	事務所ガス代(3月分)				
支払金額	735円	按分率	90%	計上額	661円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備考					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
05.04.13 10:41 AM 000003 735					



閉じる



検索



ホーム



電気・ガス  
料金を知る



電気・ガス料金の  
見直し・省エネ



会員情報編集・  
各種お手続き



はぴeポイント



暮らしの  
お役立ちサービス



はぴeみる電で  
できること



お困りのとき

会社 ▶ ガス料金明細・使用量グラフ

# ガス料金明細・使用量グラフ

電気

ガス

## ガス料金・使用量

畑本 義允 さま

表示期間

前月

2023年3月分

翌月

ご請求金額

735円

前月との差 前年同月との差  
0円 -

ご使用量

0 m<sup>3</sup>

前年同月との差 同地域の平均使用量  
- 29m<sup>3</sup>

ご契約メニュー  
なっとくプラン

ご使用期間

2023年2月22日～2023年3月24日

ご請求方法

口座振替

引き落とし日

4月13日

ご請求状況

お支払い済み

過去の詳しい検針結果をみる

## ガス料金・使用量グラフ



第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本 義允 (日本維新の会)		整理番号	5	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	事務所ガス警報器リース代 (3月分)				
支払金額	444円	按分率	90%	計上額	399円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備考					

(領収書は

大阪府議会事務局 (領収書) | 0120-8-94817

〒600-8815 京都市下京区中京寺裏田町9-3 大阪府大森式会社

401 01-C1-0068978-1/1-0068978#

2023. 3. 19

¥444

5. 2

5. 12

23. 4. 19

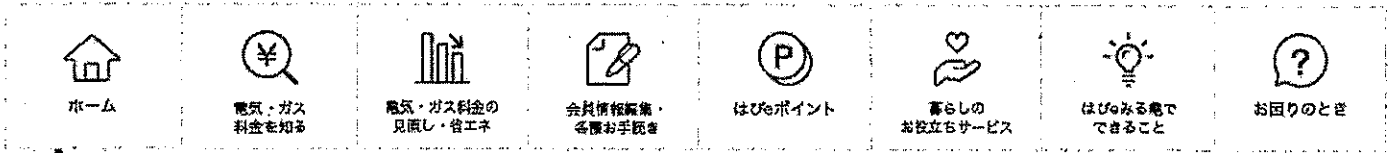
大阪府議会事務局

大森式会社

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本 義允 (日本維新の会)		整理番号	6	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費				
支払内容	事務所電気代（4月分）				
支払金額	5,181円	按分率	90%	計上額	4,662円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備考					
（領収書は、重ならないように貼付してください。）					
05.04.28 0 22917 003704      75.1801					



電気料金明細・使用量グラフ

## 電気料金明細・使用量グラフ

電気

ガス

### 電気料金・使用量

畑本 義允 さま

表示期間

前月

2023年4月分

翌月

ご請求金額

**5,181**円

前月との差 前年同月との差  
+1,615円 -

ご使用量

**186**kWh

前年同月との差 同地域の平均使用量  
- -

ご契約メニュー

なっとクでんき

ご使用期間

2023年3月13日～2023年4月12日

ご請求方法

口座振替

引き落とし日

2023年4月25日

ご請求状況

お支払い済み

過去の詳しい検針結果をみる

### 電気料金・使用量グラフ

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本 義允 (日本維新の会)		整理番号	7	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請応答等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	事務所賃借料 (5月分 振込手数料含む)				
支払金額	99,440円	按分率	90%	計上額	89,496円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

〃〃〃〃〃〃 〃〃〃〃〃〃 〃〃〃〃〃〃 〃〃〃〃〃〃	
年 月 日	取扱店 通番 取引番号
05-04-26	116 41 3728
銀行番号 支店番号 口座番号	
〃〃〃〃〃〃	
お取引内容	お取引金額
お振り込み	¥99,000
時刻 受付番号	お取引後残高
16:29 0011	〃〃〃〃〃〃
ご案内またはお振込内容	
振込手数料	¥440
利用料	¥0
京都銀行	
上堀川支店	
普通預金 3466364	
ミライキョウト(カ)様	
ご依頼人 電話 〃〃〃〃〃〃	
ハタモト ヨシマサ 様	

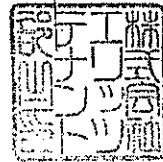
※裏面のご案内もご覧ください。 〃〃〃〃〃〃

# 建物賃貸借契約証書

(~~\*継続\*~~ 一般) 賃貸借契約

物件名 紫竹下芝本町52-1 事務所」

賃借人 「 畑本 義允 」



~~~~ 賃借人 (入居者) の方へ ~~~~

本契約書が、定期建物賃貸借契約となっている場合は、下記の点にご注意下さい。

「定期建物賃貸借契約」とは、契約締結時に予め契約期間が確定している契約です。従って、契約の更新はありませんので、契約期間が満了すれば賃借の建物を退去していただくことになります。

ただし、賃貸人 (家主) の方から再契約の意向の通知があれば、新たな賃貸借契約を締結した後、引き続き賃借することもできます。

詳しくは、本契約書を熟読の上、各条項の内容を十分にご理解ください。



事業用

## 定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 みらい京都株式会社 (以下「甲」という。)と借主 畑本 義充 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

**頭書(1) 目的物件の表示**

|        |                      |                          |     |    |
|--------|----------------------|--------------------------|-----|----|
| 建<br>物 | 名 称                  | 紫竹芝本町 52-1 店舗事務所         |     | 1階 |
|        |                      | 区画番号( T001 )             |     |    |
|        | 所 在 地                | (住居表示) 京都市北区紫竹芝本町 52-1   |     |    |
|        |                      | (登記簿) 京都市北区紫竹芝本町 52 番地 1 |     |    |
|        | 構 造                  | 木造 ( 2 )階建/全( 1 )戸       |     |    |
| 種 類    | 事業用事務所               | 新築年月                     | 年 月 |    |
| 面 積    | 54.47 m <sup>2</sup> |                          |     |    |

**頭書(2) 事業内容**

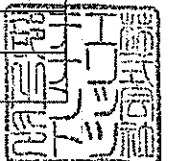
京都府議会議員の事務所

**頭書(3) 契約期間**

|                                                     |                |
|-----------------------------------------------------|----------------|
| 2022 年 6 月 1 日 から 2032 年 5 月 31 日まで( 10 年間)         |                |
| 目的物件の引渡し時期                                          | 2022 年 6 月 1 日 |
| (契約終了の通知をすべき期間) 2031 年 6 月 1 日から 2031 年 11 月 30 日まで |                |

**頭書(4) 賃料等**

|                       |                                                                              |                                             |                                     |            |                   |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------|------------|-------------------|
| 賃 料                   | 月額 99,000 円<br>(内消費税等 9,000 円)                                               | 共益費                                         | 月額 円<br>(内消費税等 円)                   | 家 財<br>保険料 | 借主にて加入            |
| 敷 金                   | 円                                                                            | 礼 金                                         | 円<br>(内消費税等 円)                      | 附 属<br>施設料 | 月額 円<br>(内消費税等 円) |
| 保証金                   | 300,000 円                                                                    | 償 却                                         | 3 年未満 100%<br>5 年未満 50%<br>5 年以上 0% |            |                   |
| 貸与する鍵                 |                                                                              | 玄関                                          |                                     |            |                   |
| 貸与する鍵<br>賃料等の支<br>払時期 | 鍵 No. <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> |                                             |                                     |            |                   |
|                       | 本 数                                                                          | 1 本                                         |                                     | 本          | 本                 |
| 賃料等の支払方法              |                                                                              | 翌月分を毎月 末 日まで                                |                                     |            |                   |
| 賃料等の<br>支払方法          | <input checked="" type="checkbox"/> 振 込                                      | 京都銀行 上堀川支店 普通 3466364 みらい京都株式会社 代表取締役 清水 克敏 |                                     |            |                   |
|                       | <input type="checkbox"/> 持 参                                                 | 持 参 先                                       |                                     |            |                   |
|                       |                                                                              | 委託会社名                                       |                                     |            |                   |



頭書(5) 借主緊急連絡先

|         |           |        |
|---------|-----------|--------|
| 緊急連絡先   | 氏名        | 借主との関係 |
|         | (メールアドレス) |        |
|         | (自宅)TEL   |        |
|         | (勤務先)TEL  |        |
| (携帯)TEL |           |        |

頭書(6) 貸主及び管理業者

|    |    |                  |
|----|----|------------------|
| 貸主 | 氏名 | みらい京都株式会社        |
|    | 住所 | 京都市北区小山玄以町 24 番地 |

|                      |                              |                           |
|----------------------|------------------------------|---------------------------|
| 管理業者                 | 商号又は名称 貸主に同じ                 |                           |
| 所在地                  | TEL                          |                           |
| 賃貸住宅管理業者登録制度登録番号     | 国土交通大臣( )第 号                 |                           |
| (一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 | ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 |                           |
| 管理担当者                | 氏名<br>(賃貸不動産経営管理士：登録番号)      | ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載 |

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

|     |    |
|-----|----|
| 所有者 | 氏名 |
|     | 住所 |

頭書(7)

乙の債務の担保

|                                             |                  |              |                       |  |
|---------------------------------------------|------------------|--------------|-----------------------|--|
| 担保の方法<br>(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する) | ☑連帯保証人           | 氏名           |                       |  |
|                                             |                  | 住所           |                       |  |
|                                             |                  | 極度額          | 2,376,000円            |  |
|                                             | ☑家賃債務保証業者の提供する保証 | 家賃債務保証業者名    | 株式会社 Casa             |  |
|                                             |                  | 主たる事務所の所在地   | 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル |  |
|                                             |                  | 家賃債務保証業者登録番号 | 国土交通大臣(1)第 21 号       |  |

頭書(1)  
貸主

頭書(2)  
1. 本品  
但  
と  
2. 乙  
て  
3. 乙  
た  
残  
一以

頭書(8) 再契約に関する事項

貸主から、再契約の申し出があった場合、乙は再契約料として賃料1ヶ月分を支払うことで、再契約ができる。

頭書(9) 特約事項

1. 本物件は現状有姿での引渡しとし、甲は入居期間中、建物内の修繕義務を負わないため、建物内の什器・備品・付帯設備は乙の責任と費用負担において、維持管理に努めなければならない。  
但し、乙の責めに帰さない自由により、建物躯体部分に修繕の必要が生じた場合、甲の負担で修繕を行うものとする。
  2. 乙は入居期間中、家賃保証会社及び、テナント保険会社との契約を継続しなければならず、これらが更新されていないことが判明した場合、甲は無条件に本契約を解除することができることとする。
  3. 乙は本物件を退去する際、入居時の状態へ原状復帰することを要する。  
ただし、建物の価値を高め、次回入居者の利益になると甲が判断した箇所については、甲の承諾があれば残置することができることとする。
- 以下余白。—

斤

に記載

に記載

,000円



本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

〒603-8105 京都市北区小山西玄以町24番地

年 月 日

|              |                                                  |                                        |                |
|--------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------|
| 甲・貸主         | 氏名                                               | みらい不動産株式会社 <sup>®</sup><br>代表取締役 清水 克敏 | TEL            |
|              | 住所                                               | [Redacted]                             |                |
| 乙・借主         | 氏名                                               | 堀本 義允                                  | TEL [Redacted] |
|              | 住所                                               | [Redacted]                             |                |
| 丙・連帯保証人      | 氏名                                               | [Redacted]                             | TEL [Redacted] |
|              | 住所                                               | [Redacted]                             |                |
|              | 極度額                                              | 円                                      |                |
| 乙の資産状況に関する説明 | 私は、本契約の連帯保証人を引き受けるに際し、乙より、乙の資産状況について、説明を受けました。 印 |                                        |                |

|          | A                            | B                                                                            |                              |                  |
|----------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------|
| 宅地建物取引業者 | 主たる事務所所在地・TEL                | 京都市下京区四條通新町東入<br>月鉾町59 エリッツ四條烏丸ビル                                            | 主たる事務所所在地・TEL                | [Redacted]       |
|          | 商号又は名称                       | 株式会社エリッツ                                                                     | 商号又は名称                       | [Redacted]       |
|          | 代表者の氏名                       | 代表取締役 佐々木 茂喜                                                                 | 代表者の氏名                       | [Redacted]       |
|          | 免許証番号                        | 国土交通 大臣 (7) 第 5206 号<br>知事                                                   | 免許証番号                        | 大臣 ( ) 第 号<br>知事 |
| 免許年月日    | 2022 年 4 月 18 日              | 免許年月日                                                                        | 年 月 日                        |                  |
| 宅地建物取引士  | 氏名                           | 渡辺 幸                                                                         | 氏名                           | [Redacted]       |
|          | 登録番号                         | ( 京都 ) 第 030414 号                                                            | 登録番号                         | ( ) 第 号          |
|          | 業務に従事する事務所名<br>事務所所在地<br>TEL | 株式会社エリッツ<br>四條烏丸テナント係<br>京都市下京区四條通新町東入<br>月鉾町59 エリッツ四條烏丸ビル2F<br>075-253-5050 | 業務に従事する事務所名<br>事務所所在地<br>TEL | [Redacted]       |

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

(契  
第1条  
と  
貸借

(契  
第2条  
2 本  
間の  
3 甲  
間の  
4 甲  
期間  
の満  
終了

(賃)  
第3条  
2 甲  
一  
二  
三  
3. 1

(共  
第4条  
持管  
2 甲  
る。  
3 1

(負  
第5条  
2 乙  
3 乙  
れに

(敷金  
第6条  
2 乙  
3 甲  
在す  
4 前  
なら

(保証  
第6条

## 契約条項

### (契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

### (契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることができる。

3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

### (賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

### (共益費)

第4条 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

### (負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

### (敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

### (保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より頭書(4)に記載する額を償却して、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在するときには、前項の償却後の金額から当該債務の額を差し引いたその残額を、乙に返還するものとする。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
  - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
  - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
  - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
  - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
  - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
  - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
  - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条  
2 乙  
3 乙  
を返  
4 意  
たに  
5 乙

(現状)  
第10条

は、  
2 前

(契  
第11条

の故  
2 前

合に:  
3 乙

一  
二

4 本  
害が

(契  
第12条

わら  
一

二

2 甲  
が困  
が生

一 ;  
二 ;

三 ;  
四 ;

五 ;  
六 ;

七 ;  
八 ;

九 ;  
3 甲

約を  
一 身

二 身  
4 甲

除す

- い。  
を完全  
利息で、  
の償却  
なけれ
- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
  - 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
  - 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
  - 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(現状の変更)

- る暴力  
という。)
- 第10条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用するうえで必要な模様替え、付属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

- う。)が反  
又は転貸  
担保の用
- 第11条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
  - 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
    - 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
    - その他費用が軽微な修繕
  - 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 件の敷地  
担保の用に  
り、付近  
引ける行為
- 第12条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
  - 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
    - 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
    - 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条のいずれかの規定に違反したとき
    - 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
    - その他乙が本契約の各条項に違反したとき
    - 銀行取引の停止
    - 破産手続きの開始
    - 民事再生手続きの開始
    - 会社更生手続きの開始
    - 特別清算手続きの開始
  - 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
    - 第7条の確約に反する事実が判明したとき
    - 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
  - 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第14条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第15条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第16条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第17条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする。
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第18条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙  
第19条  
2 頁  
一  
の  
二  
三  
ア  
  
イ  
ウ  
四  
基  
五  
の  
六  
の  
3 頭  
一  
及  
二  
合  
の  
三  
に  
の  
  
(再契  
第20条  
2 再  
再契  
条第  
  
(契約  
第21条  
消滅す  
  
(免責  
第22条  
よらな  
負わな  
  
(協議  
第23条  
他の法  
  
(合意

(乙の債務の担保)

第19条 本契約においては、頭書(6)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。

二 前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときに、確定するものとする。

ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。

イ 丙が、破産手続開始の決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が、死亡したとき

四 前号に規定する場合、又は丙が、連帯保証人として要求される能力又は資力を失った場合は、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において、新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が、提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(再契約)

第20条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。

2 再契約をした場合には、第14条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までにを行うものとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第3項に規定するところによる。

(契約の消滅)

第21条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

を甲  
ことが  
  
ない。  
らない。  
げなら  
  
い事情  
分に要  
及び本物  
ら明渡し  
  
じめ乙の  
  
恩をする  
  
び本物件  
あらかじ  
ずに立ち

い。

なければ

権の譲渡

5 延滞損害

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第25条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

|           |                                                       |     |      |             |
|-----------|-------------------------------------------------------|-----|------|-------------|
| 議員氏名(会派名) | 畑本 義允<br>(日本維新の会)                                     |     | 整理番号 | 8           |
| 費目        | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |     |      |             |
| 支払内容      | 事務所駐車場賃借料(5か月分)                                       |     |      |             |
| 支払金額      | 75,000円                                               | 按分率 | 90%  | 計上額 67,500円 |
| 按分率の考え方   | 事務所状況等説明書に記載のとおり                                      |     |      |             |
| 備考        |                                                       |     |      |             |

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

領 収 証

畑本 義允 様 No. \_\_\_\_\_

\* 57,500円也

内訳  
現金 57,500円  
小切手 /  
平形 /  
振込額 0円

R5年 4月 28日 上記正に領収いたしました

収入印紙



## 駐車場使用契約書

北尾地内駐車場の所有者 [REDACTED] (以下「甲」という) と畑本 義允 (以下「乙」という) とは、次のとおり駐車場使用契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条 甲は駐車場のうち指定位置 (区画No. 道路沿-1) を乙に使用せしめることを約する。

第2条 乙は駐車する自動車 (以下「登録車」という) をあらかじめ甲に届け出なければならない。

2 乙は前項の届出事項に変更があった場合には、速やかに甲に届け出なければならない。

第3条 使用料金は後示のとおりとし、乙は使用期間分を一括で甲に支払うものとする。

2 前項の使用料金の支払は、甲指定の銀行口座に振込み支払うものとする。

但し、振込み手数料は乙の負担とする。

甲指定振込先: [REDACTED] 名義

~~3 乙は本契約締結と同時に甲に保証金1ヶ月分を預託する。但し、保証金に利息はつけないものとする。  
また、更新等 [REDACTED] の増額があった場合は、乙は直ちにその使用料の1ヶ月分に相当するよう保証金を追加預け入れ [REDACTED] する。~~

~~4 [REDACTED] た保証金は、本契約が解消し駐車場が明け渡された後に、甲より駐車場使用料未払金を精算した残 [REDACTED] 。~~

第4条 使用期間は後示のとおりとする。

2 甲又は乙は、前項の使用期間満了前でも1ヶ月前に予告して本契約を解除することができる。

第5条 第4条の使用期間が満了した後も乙が引き続き使用を希望する場合は、期間満了の1ヶ月前までに甲に予告し、期間満了の翌日より更に1年間本契約を継続するものとし、以後この例による。

第6条 乙は駐車場の使用権を他に譲渡し、又は転貸等することができない。

第7条 乙は駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 駐車以外の目的に使用する事。

二 駐車場内に発火性又は引火性の高い物品を持ち込む事。

三 他の自動車の運転使用を妨げるおそれのある行為をする事。

四 前各号に規定するもののほか駐車場の管理運営に支障を及ぼす恐れのある行為をする事。

2 前項の規定のほか、甲が駐車場の管理上必要な規定等を作成し又は変更した場合において、甲は乙に通知し、若しくは適当な場所に掲示した場合、乙はこれを守らなければならない。

第8条 駐車場内において登録車が盗難・衝突・接触等の事故を起こし、又は天災地変・火災・水害その他の事由により滅失、毀損等乙に損害が生じても、甲は乙に対し損害賠償その他一切の責任を負わない。

~~第9条 乙は、○○○○管理 [REDACTED] 事項を遵守しなければならない。~~

第10条 乙が第3条の使用料金を滞り [REDACTED] する等、本契約の条項、管理 [REDACTED] 用細則に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。

第11条 使用期間満了、契約の解除によって本契約が終了した場合、乙は無条件にて直ちに使用駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条 本契約に定めのない事項については、甲・乙協議の上誠意をもって処理しなければならない。

|      |                            |                                                                                 |
|------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 駐車場  | 所在地                        | [REDACTED]                                                                      |
| 登録車  | 車名                         | 登録番号                                                                            |
| 使用料  | 月額                         | [令和 5年 4月分 ~ 同 9月分] 15,000円 (消費税なし)<br>[令和 5年 10月分 ~ 令和 6年 3月分] 16,000円 (消費税なし) |
| 使用期間 | 令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月 31日 |                                                                                 |

補記

今回の契約更新に当たり、使用料について、固定資産税や物価の上昇等、諸般の状況に鑑み、上記の通り変更させていただきます。

なお、甲はインボイス発行事業者登録の申請はいたしませんので、その旨、ご承知おきください。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、署名押印の上、甲・乙各1通を保持する。

令和 5年 4月 1日

甲 (賃貸人)

住所

電話

氏名

乙 (賃借人)

住所

京都市北区紫竹下芝本町5-2-1

電話

氏名

畑本 義允

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

|           |                                                                |      |                 |
|-----------|----------------------------------------------------------------|------|-----------------|
| 議員氏名(会派名) | 畑本 義允<br>(日本維新の会)                                              | 整理番号 | 9               |
| 費目        | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費 |      |                 |
| 支払内容      | 事務所駐車場賃借料(6か月分)                                                |      |                 |
| 支払金額      | 96,000円                                                        | 按分率  | 90% 計上額 86,400円 |
| 按分率の考え方   | 事務所状況等説明書に記載のとおり                                               |      |                 |
| 備考        |                                                                |      |                 |

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

領収証

内訳  
 現金 96,000円  
 小切手 /  
 手形 /  
 前払金(%)  
 前払金(%)

畑本 義允 様 No. \_\_\_\_\_

96,000円  
 R5年10月分～R5年3月分 64,000円 × 90% = 57,600円  
 R5年4月28日 上記正に領収いたしました  
 取人 田根



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

|                          |                                                                |      |     |     |        |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------|------|-----|-----|--------|
| 議員氏名(会派名)                | 畑本 義允<br>(日本維新の会)                                              | 整理番号 | 10  |     |        |
| 費目                       | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費 |      |     |     |        |
| 支払内容                     | 事務所Wi-Fi代(4月分)                                                 |      |     |     |        |
| 支払金額                     | 7,063円                                                         | 按分率  | 90% | 計上額 | 6,356円 |
| 按分率の考え方                  | 事務所状況等説明書に記載のとおり                                               |      |     |     |        |
| 備考                       |                                                                |      |     |     |        |
| (領収書は、重ならないように貼付してください。) |                                                                |      |     |     |        |
| 05.04.24日 16時13分 ¥7,063  |                                                                |      |     |     |        |

請求明細書

2023年 04 月度 請求金額 7,063円

請求番号: 230431591898  
発行日: 2023年04月13日  
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

| 消費税の区分  | 合計した対価の額(税込) | 本体価格(税抜) | 消費税額 |
|---------|--------------|----------|------|
| 10%合計   | 7,063円       | 6,421円   | 642円 |
| 8%合計    | 0円           | 0円       | 0円   |
| 8%軽減合計  | 0円           | 0円       | 0円   |
| 課税対象外合計 | 0円           | 0円       | -円   |
| 合計      | 7,063円       | 6,421円   | 642円 |

|      |            |
|------|------------|
| 支払方法 | 口座振替       |
| 支払期日 | 2023年4月24日 |

| 取引年月日     | 取引の内容         | ご利用アカウント | 消費税区分 | 軽減 | 本体価格(税抜) |
|-----------|---------------|----------|-------|----|----------|
| 2023/3/31 | So-net光プラスK西  |          | 10%   |    | 4,920円   |
| 2023/3/31 | So-net光電話(基本) |          | 10%   |    | 500円     |
| 2023/3/31 | 口振手数料(明細あり)   |          | 10%   |    | 300円     |
| 2023/2/28 | ユニ/料他         |          | 10%   |    | 2円       |
| 2023/2/28 | 通話料           |          | 10%   |    | 39円      |
| 2022/6/30 | 工事費C屋内機器分割K   |          | 10%   |    | 660円     |

◆課税対象外には、国際通話料等の不課税品目(消費税法上の不課税)の他、弊社が回収代行や債権を譲り受けてご請求しているもの(弊社が課税していないもの)を含みます。

お知らせ

↑ 資料請求照会依頼 ↓

OPEN +

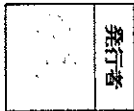
第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

|           |                                                        |     |      |     |        |
|-----------|--------------------------------------------------------|-----|------|-----|--------|
| 議員氏名(会派名) | 畑本 義允<br>(日本維新の会)                                      |     | 整理番号 | 11  |        |
| 費目        | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費・人件費) |     |      |     |        |
| 支払内容      | コピー用紙代                                                 |     |      |     |        |
| 支払金額      | 1,493円                                                 | 按分率 | 90%  | 計上額 | 1,343円 |
| 按分率の考え方   | 事務所状況等説明書のとおり                                          |     |      |     |        |
| 備考        |                                                        |     |      |     |        |

(領収書は、重ならぬ)

**EDON**  
エディオン



発行者

消費税率 13.5% 含まれています

金額 1,493円

¥1,493-

2023年04月25日  
畑本 義允 事務所様

領収証

株式会社 エディオン  
(作成地)  
大阪府大阪市北区中之島二丁目  
3番33号



10%対象  
10%対象消費税

¥1,493  
¥135

| 全額       | 10%   |
|----------|-------|
| 現金       | 1,493 |
| クレジットカード | 0     |
| ポイント券類   | 0     |
| ポイント     | 0     |
| 現金       | 11    |

発行店 エディオン 北大津店  
電話番号 075-494-4500

No.203364915